

大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大和平野中央田園都市構想の推進に係る取組の活性化を図るため、奈良県磯城郡3町（川西町、三宅町及び田原本町）内において、大和平野中央田園都市構想のテーマに資するとともに、新たな技術等を活用して住みやすいウェルビーイングなまちづくりの実現に繋がる実証実験をはじめとする先進的な取組（以下、「実証実験等」という。）を行う民間事業者等に対し、当該事業に必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 実証実験等を的確に遂行する組織、人員等を備えていること。
 - (2) 実証実験等を的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること。
 - (3) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
 - (4) 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) 交付決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 奈良県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について滞納がある者
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- (4) 規則第4条第2項各号のいずれかに該当する者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間内に着手し、完了（支払いまでを含む。）した実証実験等に要する経費であり、対象となる科目は別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 補助対象者の運営に係る経常経費
- (2) 食糧費（会議・打ち合わせ等でのお弁当やお茶など）
- (3) 土地の取得に要する経費
- (4) その他、補助することが適当でない認められる経費

(補助額及び上限額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から次に掲げる収入を除いた額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、当該金額が補助上限額である250万円を超える場合には、当該補助上限額とする。

- (1) 国、地方公共団体又は民間団体からの補助金・委託料等
- (2) 補助対象の実証実験等の実施により得られた利用料等

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画その他知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下、「補助事業者等」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者等は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金変更承認申請書（第2号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 実証実験等の内容の著しい変更
 - (2) 補助対象経費の経費区分間に配分された額の変更（各配分額の20%以内の経費区分間の変更を除く。）
- 2 知事は、前項の承認にあたり、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。
- 3 補助事業者等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者等に対し、必要な指示をし、又は書類及び帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、実証実験等が予定の期間内に完了しない場合又は実証実験等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、実証実験等が完了したときは、大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金実績報告書（第3号様式）に支出証拠書等の関係書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者等に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、規則第15条に定めるほか、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用しようとしたとき。

(2) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(3) 第8条の規定に違反したとき。

(4) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を申請したとき。

(6) その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者等は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類の実証実験等が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

(別表) 第3条関係

人件費	<p>実証実験等に従事する者の作業時間に対する給料その他手当</p> <p>※企業等が直接雇用していない者は計上できない。</p> <p>※人件費は補助対象経費の50%以内の金額とすること。</p>
使用料・賃借料	<p>実証実験等の実施に必要な備品(1年以上継続して使用できるもの)のリース料・レンタル料、施設や土地の使用料、レンタカー代等。</p> <p>備品の例) パーソナルコンピュータ、印刷機、机、椅子、車両</p>
需用費	<p>実証実験等の実施に必要な消耗品であり、備品に属さないものの購入に係る経費</p> <p>消耗品の例) 消耗品費：用紙、封筒、文房具類</p>
謝礼	<p>実証実験等の実施に必要な活動を行うため、モニター等に支払う謝礼</p>
委託料	<p>補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者等に委任して行わせるための経費</p> <p>※委託料は補助対象経費の50%以内の金額とすること。</p>
通信運搬費	<p>実証実験等に必要な物品の運搬費・郵便切手代やデータ通信費</p>
広報費	<p>モニター募集のポスター・チラシや実証実験等の紹介リーフレット等の印刷製本経費、Webページ制作費等</p>
旅費	<p>実証実験等を行うために必要な出張に係る経費(交通費、宿泊費、日当)</p>
保険料	<p>実証実験等実施時の傷害保険料等</p>
<p>その他実証実験等に必要と認める経費</p>	

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

奈良県知事殿

申請者住所
 名 称
 代表者職氏名

大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付申請書

補助金の交付について、大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の概要

(ふりがな) 企業名又は名称		
代表者の 役職及び氏名	役職	(ふりがな) 氏名
住所又は所在地	(〒 —)	
	※実証実験等の実施営業所等が、本社の所在地と異なる場合 (〒 —)	
現在の事業概要		
設立年月日	年 月 日	
資本金	円	
担当者の 役職及び氏名	役職	(ふりがな) 氏名
担当部署		
担当者連絡先	電話番号： メールアドレス：	

※担当者は複数名記載も可。その場合は、主担当者がわかるようにしてください。

2. 実証実験等の計画

(1) 実証実験等の名称

--

(2) 実証実験等の概要

--

(3) 実証実験等で取り組む大和平野中央田園都市構想のテーマ及び実証実験等が当該テーマの推進に資すると考える理由

--

(4) 実証実験等の背景・経緯

--

(5) 実証実験等の技術又はアイデアの先進性

--

(6) 実証実験等の内容及び方法

--

(7) 実証実験等の実施の体制

--

(8) 実証実験等の実現可能性

--

--

(9) 実証実験等の社会的波及の有無・大きさ

--

(10) 実証実験等を実施する意義・効果

--

(11) 実証実験等のスケジュール

実施時期		工程 等
令和 年度		
令和 年度		

※適宜行を増やして記載してください。

(12) 補助金以外に、奈良県及び磯城郡3町等から受けたい支援

--

(13) 今回の実証実験等（及び関連する技術・アイデアに基づく事業）について、受けている
（又は受ける予定がある）他の補助又は支援の事業名

補助又は支援団体名	
補助又は支援の制度名	
採択年月日	平成・令和 年 月 日
事業名・事業概要	
補助・支援金額、支援内容	

3. 実証実験等に必要経費

(1) 支出 ※補助対象経費のみ記載。金額は税抜き価格を記載。

	科目	見込額	備考
①	人件費	円	
②	使用料・賃借料	円	
③	需用費	円	
④	謝礼	円	
⑤	委託料	円	
⑥	通信運搬費	円	
⑦	広報費	円	
⑧	旅費	円	
⑨	保険料	円	
⑩	その他実証実験等に 必要と認める経費	円	
	合計		

(単位：円)

① 人件費				
番号	内訳	単価	数量	見込額
1-1				
1-2				
1-3				
			小計	

※人件費は補助対象経費の50%以内の金額とすること。

② 使用料・賃借料				
番号	内訳	単価	数量	見込額
2-1				
2-2				
2-3				
			小計	

③ 需用費				
番号	内訳	単価	数量	見込額
3-1				
3-2				
3-3				

	小計	
--	----	--

④ 謝礼				
番号	内訳	単価	数量	見込額
4-1				
4-2				
4-3				
			小計	

⑤ 委託料				
番号	内訳	単価	数量	見込額
5-1				
5-2				
5-3				
			小計	

※委託料は補助対象経費の50%以内の金額とすること。

⑥ 通信運搬費				
番号	内訳	単価	数量	見込額
6-1				
6-2				
6-3				
			小計	

⑦ 広報費				
番号	内訳	単価	数量	見込額
7-1				
7-2				
7-3				
			小計	

⑧ 旅費				
番号	内訳	単価	数量	見込額
8-1				
8-2				
8-3				
			小計	

⑨ 保険料				
番号	内訳	単価	数量	見込額
9-1				
9-2				
9-3				
			小計	

⑩ その他実証実験等に必要と認める経費				
番号	内訳	単価	数量	見込額
10-1				
10-2				
10-3				
			小計	

(2) 収入 ※金額は税抜き価格を記載。

収入内容	積算内訳	金額
		円
		円
合計 (B)		円

(3) 補助対象経費額

(A) - (B) = 円

(4) 自己資金分の財源内訳

区分	金額
	円
	円
合計	円

4. その他特記事項

--

年 月 日

奈良県知事殿

申請者住所
名 称
代表者職氏名

大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった実証実験等を下記のとおり変更したいので、大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容 ※変更する部分についてのみ記載してください。

- 実証実験等の内容の変更
- 経費の配分の変更

変更前	変更後

以上

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

奈良県知事殿

申請者住所
名 称
代表者職氏名

大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった実証実験等を 年 月 日付けで完了しましたので、大和平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実証実験等の実施結果
別紙1のとおり
- 2 実証実験等の収支決算
別紙2のとおり

以上

1 実証実験等の実施結果

(1) 実証実験等の名称

--

(2) 実証実験等の概要

--

(3) 実証実験等の背景・経緯

--

(4) 実証実験等の実施内容及び方法

--

(5) 実証実験等の成果

--

(6) 残された課題、実証すべき内容

--

(7) 事業化に向けた予定

--

(8) その他特記事項

--

2 実証実験等の収支決算

(1) 支出 ※補助対象経費のみ記載。金額は税抜き価格を記載。

	科目	決算額	備考
①	人件費	円	
②	使用料・賃借料	円	
③	需用費	円	
④	謝礼	円	
⑤	委託料	円	
⑥	通信運搬費	円	
⑦	広報費	円	
⑧	旅費	円	
⑨	保険料	円	
⑩	その他実証実験等に 必要と認める経費	円	
	合計		

(単位：円)

① 人件費						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
1-1						
1-2						
1-3						
			小計			

※人件費は補助対象経費の50%以内の金額とすること。

② 使用料・賃借料						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
2-1						
2-2						
2-3						
			小計			

③ 需用費						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
3-1						

3-2						
3-3						
			小計			

④ 謝礼						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
4-1						
4-2						
4-3						
			小計			

⑤ 委託料						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
5-1						
5-2						
5-3						
			小計			

※委託料は補助対象経費の50%以内の金額とすること。

⑥ 通信運搬費						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
6-1						
6-2						
6-3						
			小計			

⑦ 広報費						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
7-1						
7-2						
7-3						
			小計			

⑧ 旅費						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
8-1						
8-2						

8-3						
			小計			

⑨ 保険料						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
9-1						
9-2						
9-3						
			小計			

⑩ その他実証実験等に必要と認める経費						
番号	内訳	単価	数量	決算額	支払年月日	支払先
10-1						
10-2						
10-3						
			小計			

(2) 収入 ※金額は税抜き価格を記載。

収入内容	積算内訳	金額
		円
		円
合計 (B)		円

(3) 補助対象経費額

(A) - (B) = 円

(4) 自己資金分の財源内訳

区分	金額
	円
	円
合計	円

第4号様式（第12条第2項関係）

年 月 日

奈良県知事殿

申請者住所
名 称
代表者職氏名

補助金請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定のあった補助金について、大和
平野中央田園都市構想推進のための事業に係る補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記
のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

【振込先】

金融機関名	
支店名	
預貯金の種別	
口座番号	
口座名義人（カナ）	

以上